

豊橋市週休 2 日モデル工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事（主に土木工事）における週休 2 日制を推進し、建設業における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休 2 日モデル工事（以下「モデル工事」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) モデル工事 対象期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。
- (2) 対象期間 現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）までをいう。ただし、夏季休暇（3 日間）、年末年始休暇（6 日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間、その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第 3 条 モデル工事の対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす工事のうち、発注者が指定する工事とする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制限されない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 契約工期が概ね 3 か月以上の工事

(実施方法)

第 4 条 発注者は、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書の提出の際に、休日取得計画書（様式 1）に工事打合簿を添付し監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、休日の取得状況を記入した様式 1 に工事打合簿を添付し、毎月 5

日までに監督員に提出するものとする。この場合において、受注者は、工事記録等の休日の取得状況が確認できる書類を監督員に提示しなければならない。

- 4 受注者は、公衆の見やすい場所にモデル工事である旨を明示するものとする。(別図1)
- 5 受注者は、天候、地元調整等により休日に作業が生じる場合は、作業日の前後6日以内に振替休日を取得できるものとする。
- 6 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間内のモデル工事の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上となった場合には、工事成績評定の「6社会性 地域への貢献等 その他」において加点評価するものとする。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日モデル工事取組証(様式2)を発行するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、対象期間内のモデル工事の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上となった場合には、変更契約において、次項により補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 それぞれの経費に次にあげる補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価については、補正の対象としないものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用についても、補正の対象としないものとする。

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費(賃料) 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06

附 則

この要領は、令和元年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(記載内容の例)

週休2日モデル工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。

発注者：豊橋市〇〇部〇〇課

施工者：〇〇建設(株)

※大きさはA3サイズ以上とする。

(様式2)

週休2日モデル工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工事名	
工事場所	
契約締結年月日	年 月 日
請負代金額金	円
工期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完了年月日	年 月 日
本工事の業種	
完全週休2日取得率※	%

※豊橋市週休2日モデル工事試行要領休日取得計画書の現場閉所率・実績を記載する

〇〇部 〇〇課 〇〇〇〇